

行田市内に空き家・空き地をお持ちの方へ

空き家バンクに登録しませんか？

行田市空き家バンクが始まりました



空き家等を売りたい・貸したい方から空き家の情報登録をお待ちしています。

空き家バンクは、市と協定を締結した協会を通じて選ばれた宅地建物取引業者が契約交渉等の仲介を行いますので安心してご利用できます。

ポイント1

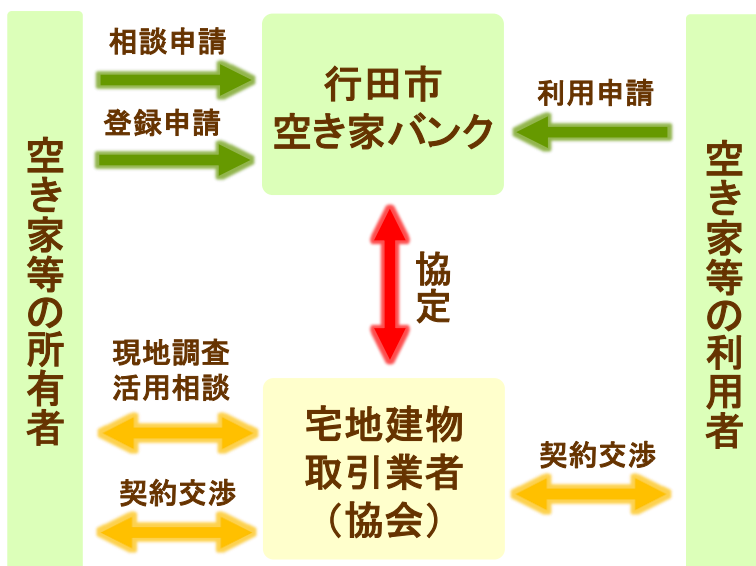
住宅に限らず、すべての建築物と空き地を受付します。

ポイント2

現在使用している物件でも、近く使用されなくなる予定であれば受付します。

ポイント3

状態が良くなくても、不動産のプロが活用相談に応じます。



空き家バンクは、移住等の促進と空き家の抑制を目的に行う制度です。空き家等を売りたい・貸したい方から提供された情報を登録し、市のホームページ等を通じて、利用を希望する方に情報提供します。

お問い合わせ

行田市 都市整備部 建築開発課 建築指導担当 (埼玉県行田地方庁舎内)
〒361-0052 埼玉県行田市本丸2-20
☎048-550-1551

行田市 空き家等バンク

検索

◆空き家等バンクに関するよくある質問◆

Q 1 空き家等バンクの**利用は有料**ですか。

A 1 無料です。ただし、活用相談に必要な書類（登記事項証明書（土地・建物）および公図）の取得にかかる費用や空き家等に係る売買、貸借等の代理または媒介時に媒介業者に支払う報酬（宅地建物取引業法に規定する額以内）が発生します。

Q 2 **店舗**や**アパート等**は登録できますか。

A 2 戸建住宅に限らず1棟全体が使用されていない建築物であれば店舗、工場、倉庫、アパート等すべての建築物を登録することができます。なお、それら1棟の一部（1部屋、1フロア等）が使用されている建築物は登録できません。また、行田市商工会議所においては、空き店舗・空き工場・空き倉庫の物件情報登録を取り扱っていますので店舗、工場および倉庫の1フロア等の登録を希望される場合はそちらに問い合わせしてください。

Q 3 **状態が良くない建物**でも登録できますか。

A 3 活用相談を行うことはできます。建物等の状態によっては空き家等バンクへの登録ができない場合がありますのであらかじめご了承ください。その場合は、協会に所属する宅地建物取引業者から建物等の処分方法や解体後の土地利用の助言を受けることができます。

Q 4 宅地建物取引業者と売却、賃貸等の代理または媒介の**契約を締結しなくても**空き家等バンクに登録できますか。

A 4 登録できません。空き家等に係る交渉および売買、貸借等に係る契約（契約成立後も含む。）に関するトラブルを防止するため協会に所属する宅地建物取引業者と媒介契約を締結してから登録申請を受付しています。

◆主な注意事項◆

- 1** 空き家等に関する交渉および売買、貸借等に係る契約については、協会に所属する宅地建物取引業者（媒介業者）が行うものとし、市は直接関与しません。
- 2** 空き家等に関する交渉および売買、貸借等に係る契約（契約成立後も含む。）に関する一切の疑義、紛争等については、当事者間で解決していただきます。
- 3** 契約成立時に仲介手数料が発生します。